（記録）

第四条　［略］

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
製錬事業者	一　［略］	［略］	［略］
	二　核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄（工場又は事業所において行われる廃棄を除く。以下この条及び第四条の二の二第一項の表下欄において同じ。）の数量又は損失（事故損失を除く。第七条第三項及び第十九項において同じ。）の数量及び理由	［略］	［略］
	三～六　［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

2～8　［略］

（国際特定活動の届出）

第四条の二の十　［略］

一　国際特定活動の規模（国際特定活動を行うことにより一年間に生産することができる資材又は設備（追加議定書附属書Ⅰ（ⅹⅴ）に規定するホットセルを含む。次号及び第七条第三十五項において同じ。）の数量を含むものでなければならない。）

二・三　［略］

（使用の廃止等の届出）

第五条　［略］

2　法第六十一条の九の二第三項の規定により、国際規制物資使用者が解散し、又は死亡した場合において、法第六十一条の五の二第一項又は法第六十一条の五の三第一項の規定による承継がなかったときは、その清算人若しくは破産管財人又は相続人に代わって相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～四　［略］

（国際特定活動の終了等の届出）

第六条　［略］

2　法第六十一条の九の四第五項の規定により、国際特定活動実施者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは分割により国際特定活動に係る事業を承継した法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～四　［略］

（報告の徴収）

第七条　［略］

2～14　［略］

15　加工事業者等（原子力利用国際規制物資使用者を除く。次項において同じ。）は、核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十

（記録）

第四条　［同上］

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
製錬事業者	一　［同上］	［同上］	［同上］
	二　核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄（工場又は事業所において行われる廃棄を除く。以下この条及び次条第一項の表下欄において同じ。）の数量又は損失（事故損失を除く。第七条第三項及び第十八項において同じ。）の数量及び理由	［同上］	［同上］
	三～六　［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

2～8　［同上］

（国際特定活動の届出）

第四条の二の十　［同上］

一　国際特定活動の規模（国際特定活動を行うことにより一年間に生産することができる資材又は設備（追加議定書附属書Ⅰ（ⅹⅴ）に規定するホットセルを含む。次号及び第七条第三十三項において同じ。）の数量を含むものでなければならない。）

二・三　［同上］

（使用の廃止等の届出）

第五条　［同上］

2　法第六十一条の九の二第三項の規定により、国際規制物資使用者が解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は死亡したときの相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～四　［同上］

（国際特定活動の終了等の届出）

第六条　［同上］

2　法第六十一条の九の四第五項の規定により、国際特定活動実施者が解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は死亡したときの相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～四　［同上］

（報告の徴収）

第七条　［同上］

2～14　［同上］

15　加工事業者等（原子力利用国際規制物資使用者を除く。次項及び第十八項において同じ。）は、核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七